

十日町市「建築工事における週休 2 日促進工事」試行実施要領

1 目的

本要領は、建築工事における週休 2 日の取組において労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休 2 日を促進することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。
なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時休止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業がない状態をいう。

(5) 4 週 8 休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3 対象工事

令和 6 年 4 月 1 日以降に公告または指名通知を行う建築工事とし、当初設計額が 10,000 千円以上の工事のうち、工事主管課長が選定するものに適用する。ただし、発注者が週休 2 日促進工事に適さないと判断した工事は除外する。

4 発注方式

次の方式を基本とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

①受注者希望方式

受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（設計書に別紙（「週休2日促進工事」の試行について 特記仕様書）を添付する。）

5 積算方法等

（1）補正方法

建設業全体で週休2日の取組が進むためには、各企業の施工体制等に応じた取組が可能となる環境の構築が必要となる。このため、最終的には、4週8休以上の現場閉所（現場休息）による週休2日の取得を目指しつつも、週休2日の取得に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、受注者希望方式においては、4週6休以上の現場閉所（現場休息）について、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むこととする。

週休2日促進工事において、以下の①から③までの現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する（市場単価等の補正率は、令和2年6月23日付国営積第4号、大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知を準用する）。

①4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）

1. 05

②4週7休以上4週8休未満（現場閉所（現場休息）率25%（7日/28日）以上28.5%未満）

1. 03

③4週6休以上4週7休未満（現場閉所（現場休息）率21.4%（6日/28日）以上25%未満）

1. 01

（2）積算及び変更方法

①受注者希望方式

4週8休以上を前提に、（1）①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の状況を確認後、4週8休に満たないものはその達成状況に応じて、労務費の補正係数を（1）②又は③に変更して工事費を積算し、建設工事請負基準約款第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。また、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

6 現場閉所（現場休息）の確認方法等

（１）現場閉所（現場休息）の確認方法

①工事着手前

- ・監督員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休２日が確保されていることを確認する。
- ・「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場制作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息等の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

②工事着手後

- ・監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。
- ・受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し、監督員に提出する。

③その他留意事項

- ・現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- ・監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- ・監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

（２）週休２日促進工事の見える化

受注者は、週休２日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

(3) アンケート調査の実施

発注者は、週休2日促進工事を実施する場合は、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討するとともに、工事完成日時点で受注者へアンケート調査を実施し、監督員へメールで提出する。

(4) 工事成績評価

発注者は、週休2日（4週8休以上）が達成された場合、工事成績評価において加点評価するものとし、達成できない場合であっても、減点評価は行わないものとする。